

令和3年3月24日

青森県教育委員会第866回定例会

期 日 令和3年3月24日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1
- 報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について ……………（非公開の会議）
- 報告第3号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る裁決について ……………（非公開の会議）

3 議 案

- 議案第1号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について …………… 2
- 議案第2号 県重宝の指定について …………… 7

4 その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会における主な意見について …………… 8
- 県立特別支援学校の移転整備について …………… 15
- 職員の懲戒処分の状況について …………… 18

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 3 年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 2 令和 2 年度青森県一般会計補正予算（第 6 号）案（教育委員会所管分）
- 3 令和 2 年度青森県一般会計補正予算（第 7 号）案（教育委員会所管分）
- 4 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 5 公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件

議案第 1 号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

青森県立三本木農業恵拓高等学校等の設置、青森県立青森東高等学校平内校舎等の廃止並びに青森県立八戸工業高等学校等の学科の設置及び廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

(1) 県立高等学校の設置

青森県立十和田西高等学校、青森県立六戸高等学校及び青森県立三本木農業高等学校を統合し、青森県立三本木農業恵拓高等学校を設置するとともに、青森県立金木高等学校、青森県立板柳高等学校、青森県立鶴田高等学校及び青森県立五所川原工業高等学校を統合し、青森県立五所川原工科高等学校を設置することに伴う所要の整備を行うものである。

(2) 県立高等学校の廃止

令和元年度から募集停止とした青森県立青森東高等学校平内校舎及び青森県立大湊高等学校川内校舎を廃止することに伴う所要の整備を行うものである。

(3) 県立高等学校の学科の設置及び廃止

青森県立青森工業高等学校の電子機械科、青森県立八戸工業高等学校の電子機械科及び情報技術科、青森県立弘前実業高等学校の農業経営科を募集停止するとともに、青森県立八戸工業高等学校の土木建築科（土木コース及び建築コース）を土木科及び建築科へ分離・独立することに伴う所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

5 その他

青森県立青森工業高等学校の電子機械科、青森県立八戸工業高等学校の電子機械科、情報技術科及び土木建築科並びに青森県立弘前実業高等学校の農業経営科は、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一平内校舎及び川内校舎の項を削り、同表青森県立三本木農業高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立三本木農業 恵拓高等学校		十和田市大 字相坂	全日制的課 程	普通科	三年
				植物科学科	
				動物科学科	
				環境工学科	
				食品科学科	

別表第一青森県立青森工業高等学校の項中

機械科
電子機械科

を

機械科

に

改め、同表青森県立五所川原工業高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立五所川原工 科高等学校		五所川原市 大字湊	全日制的課 程	普通科	三年
				機械科	
				電子機械科	
				電気科	

別表第一青森県立八戸工業高等学校の項中

電子機械科
電気科
電子科
情報技術科
土木建築科

を

電気科
電子科
土木科
建築科

に改め、

同表青森県立弘前実業高等学校の項中

農業経営科
商業科

 を

商業科

 に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 青森県立青森工業高等学校の電子機械科、青森県立八戸工業高等学校の電子機械科、情報技術科及び土木建築科並びに青森県立弘前実業高等学校の農業経営科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則 新旧対照表

下線部は改正部分

u003cbr>

改正後						改正前					
別表第一						別表第一					
名称	区分	位置	課程	学科	修業年限	名称	区分	位置	課程	学科	修業年限
(略)						(略)					
(削除)						平内校舎		東津軽郡平内町大字小湊	全日制の課程	普通科	三年
(略)						(略)					
(削除)						川内校舎		むつ市川内町家ノ上	全日制の課程	普通科	三年
(略)						(略)					
青森県立三本木農業高等学校		十和田市大字相坂	全日制の課程	植物科学科 動物科学科 農業機械科 環境土木科 農業経済科	三年	青森県立三本木農業高等学校		十和田市大字相坂	全日制の課程	植物科学科 動物科学科 農業機械科 環境土木科 農業経済科	三年
青森県立三本木農業恵拓高等学校		十和田市大字相坂	全日制の課程	普通科 植物科学科 動物科学科 環境工学科 食品科学科	三年	(新設)					
(略)						(略)					
青森県立青森工業高等学校		青森市大字馬屋尻	全日制の課程 定時制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科 工業技術科	三年 三年以上	青森県立青森工業高等学校		青森市大字馬屋尻	全日制の課程 定時制の課程	機械科 電子機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科 工業技術科	三年 三年以上
青森県立五所川原工業高等学校		五所川原市大字湊	全日制の課程	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科	三年	青森県立五所川原工業高等学校		五所川原市大字湊	全日制の課程	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科	三年
青森県立五所川原工科高等学校		五所川原市大字湊	全日制の課程	普通科 機械科 電子機械科 電気科	三年	(新設)					
(略)						(略)					
青森県立八戸工業高等学校		八戸市江陽一丁目	全日制の課程 定時制の課程	機械科 電気科 電子科 土木科 建築科 材料技術科 工業技術科	三年 三年以上	青森県立八戸工業高等学校		八戸市江陽一丁目	全日制の課程 定時制の課程	機械科 電子機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木建築科 材料技術科 工業技術科	三年 三年以上
(略)						(略)					
青森県立弘前実業高等学校		弘前市大字中野三丁目	全日制の課程	商業科 情報処理科 家庭科学科 服飾デザイン科 スポーツ科学科	三年	青森県立弘前実業高等学校		弘前市大字中野三丁目	全日制の課程	農業経営科 商業科 情報処理科 家庭科学科 服飾デザイン科 スポーツ科学科	三年
(略)						(略)					

議案第 2 号

県重宝の指定について

青森県文化財保護条例（昭和 5 0 年 1 2 月青森県条例第 4 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の表に掲げるものについて、県重宝に指定する。

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県重宝 (書跡、典籍)	円覚寺真言・修験聖 教類及び文書	2,135 点	西津軽郡深浦町大 字深浦字浜町 2 7 5 - 2	宗教法人 円覚寺
県重宝 (考古資料)	寺下遺跡出土骨角器 類	141 点	三戸郡階上町大字 赤保内字耳ヶ吠 6 - 2	階上町

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する 地区意見交換会における主な意見について

1 これまでの取組について

時 期	取 組 内 容
令和2年 8月	青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針改定
9月	地区意見交換会（第1回）開催
12月	地区意見交換会（第2回）開催
令和3年 2月	地区意見交換会（第3回）開催
3月9日	地区意見交換会における主な意見提出

2 主な意見の概要

(1) 全日制課程の学校規模・配置

ア 重点校・拠点校・地域校の配置等

【重点校・拠点校】
<ul style="list-style-type: none">・ 目的、役割を持って配置されているため、今後もそのような目的を持って続けてほしい。・ 役割等を一般県民が分かるように周知してほしい。・ 重点校・拠点校という名称は、普通科における県全体から見た役割を意味するものであるとは理解しているが、指定校でない高校から見ると優劣をつけられたように感じ、いずれ統廃合の対象になるのではないかと不安を抱かせるため名称の変更をお願いしたい。・ 全ての高校で教員は生徒を成長させるために頑張っているため、重点校・拠点校という枠組みは必要ない。
【地域校】
<ul style="list-style-type: none">・ 木造高校深浦校舎は来年度募集停止となるため、鱒ヶ沢高校が地域校として残ることに強い期待感を持っている。・ 第1期実施計画と同様に六ヶ所高校を配置すれば良い。やがて1学年1学級規模となるだろうが、公共交通機関や六ヶ所村の中学校卒業生の40%の進学先となっている状況から存続させたい。・ 大間高校が地域校という位置付けが良い。・ 三戸高校を地域校にすることによって、三戸・田子・南部地域の生徒は通学が可能となり、一定程度の地域による教育の機会均等が保たれる。・ 地域校においては、地域の特性を生かした学びを提供することで入学者数は増えると考えられるため、地域等と一体となった高校の活性化に向けた取組に期待したい。

イ 委員の意見に基づく学校配置シミュレーション

(効果等に関する意見は○、課題等に関する意見は□で示す)

① 東青地区
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
<input type="radio"/> これまでの学校数が維持されるため、進路選択への影響が比較的少ない。
<input type="checkbox"/> 重点校、拠点校の規模は維持すべきと考えるが、連携校の中で4学級減が必要となり、学校規模の標準となる1学年当たり4学級を維持できるかが課題である。
(意見イ) 東青地区の重点校を青森高校、青森東高校として配置する場合
<input type="radio"/> お互いにライバル校として切磋琢磨することによって、学習のみならずスポーツにおいても相乗効果がある。
<input type="checkbox"/> 重点校を2校設けた場合、重点校としての役割分担や連携に係る体制の構築が難しくなる。
(意見ウ) 青森西高校と浪岡高校を統合して新設校を配置する場合
<input type="radio"/> 浪岡地区の生徒がJR奥羽本線を利用し駅から徒歩10分程度で通学できる交通アクセスの良さを考慮し、青森西高校と浪岡高校を統合してはどうか。
<input type="checkbox"/> 新設校とはいっても、結果的に浪岡高校が統合により吸収されるという形に変わりはないと捉えており、統合案には賛同できない。青森市内の他の高校と統合した場合に、浪岡地区の生徒が新設校を志望するのか懸念があるため、様々な視点から検討が必要である。
(意見エ) 青森北高校と浪岡高校を統合して新設校を配置する場合
<input type="radio"/> 青森北高校にはスポーツが盛んというイメージがあるため、バドミントンに一生懸命取り組んでいる浪岡高校と統合することも考えられる。
<input type="checkbox"/> 地理的な観点や浪岡中学校の卒業者の進学状況を考慮すると、青森西高校と浪岡高校との統合が妥当である。

② 西北地区
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
<input type="radio"/> 現在、西北地区の子どもたちに様々な特色ある教育を受ける機会が確保されており、その選択肢を確保するため全ての高校の配置を維持すべき。
<input type="checkbox"/> 小規模校について、学習面では教員の目が行き届くため、きめ細かな指導が可能となるが、部活動の面ではある程度の規模の学校でなければ選択の幅が限られてしまうことから、ある程度の学級数があって生徒が集まる学校でなければならないことも理解できる。

③ 中南地区
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
○ 高校進学の際、生徒の選択肢が確保される。
□ 今までどおり全ての学校を配置する場合、学級数が減少することにより倍率の低下や競争意欲・学習意欲の鈍化が懸念される。10年後の高校生にとっての適切な学習環境のため、最良の判断が求められる。
(意見イ) 中南地区の拠点校を弘前工業高校、柏木農業高校として配置する場合
○ 第2期実施計画において柏木農業高校を拠点校とし、学校規模を維持していかなければ、農業への就労を目指す子どもたちの数はますます減ることとなり、いずれ青森県の農業は衰退していく。
□ 拠点校は一つの専門学科で1学年当たり4学級以上の規模を標準としている中、柏木農業高校において定員割れが続いていることや、GAPの取得等、五所川原農林高校との連携により効果が挙げられていることから、現在の体制を維持できれば良い。
(意見ウ) 第2期実施計画で弘前南高校を3年間校舎化した上で募集停止する場合
○ 指導力のある教職員を少数の高校に集中させることができ、大学進学等の生徒の目標に応えるための指導が可能となることや、弘前高校及び弘前中央高校の競争意識が生まれることによる中南地区全体の学力向上につながることも期待できる。
□ 中南地区の中学生の学力向上、学力維持の面から考えると、弘前南高校の募集停止には反対である。単位制やスーパーサイエンスハイスクール等の特色について、高校から周知するとともに、中学校側でも中学生の理解促進に努めることで、通学環境の悪さによる定員割れは減っていく。
(意見エ) 第2期実施計画で学級減を行わない場合
○ 新型コロナウイルス感染症の状況や、GIGAスクールの推進を踏まえると、将来的には30～35人学級への移行が全国的な流れになる。生徒の進学の枠を狭めずに、きめ細かな指導をしながら充実した教育環境を整備するという観点からも、学級減は様子を見ながら行うのが良い。
□ 課題としては、学級減の先送りによる志望倍率の低下が考えられる。その結果、学習意欲や学力の低下等につながるようになる懸念がある。
(その他) 学級数の削減の必要性
<ul style="list-style-type: none"> 学級数の削減により、中南地区内の倍率が上がることで、私立高校への進学者数の減少を抑制できること、学級減や統合が必要以上に進むことによる地域の衰退を早めることが考えられる。中南地区の倍率は他地区よりも高く、必要以上の学級数の削減は地域振興に大きな影響を与えるため、現時点で学級数の削減等を検討する必要はない。 弘前市内の高校の倍率が高いのは、西北地区を含む弘前市外の生徒が弘前市内の高校へ流入しているからだと考えられる。弘前市内の高校だけが学級減を猶予されるような対応は不公平であり、このままでは弘前市外の市町村の過疎化は進む一方である。弘前市外の生徒の保護者の中には、弘前市内の高校の学級数が減ることによって地元の高校へ進学する生徒が増えるといった思いを持つ者もあり、この思いを汲むと一概に学級減を行わないこととする対応には反対である。

④ 上北地区
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
○ 効果としては、通学時間が短く通学費の負担が少ないこと、地元の活性化に資することなどが挙げられる。
□ 小規模化した高校では、専門外の教員による教科指導や部活動など、教育環境の質の低下が考えられるため、地域と協力して充実に向けた検討をしてほしい。
(意見イ) 上北地区の重点校を三本木高校、三沢高校として配置する場合
○ 地区内で切磋琢磨できる体制を作ることができ、教員の意識向上といった一定の効果がある。
□ 重点校を複数配置しても期待される効果には疑問がある。高校の魅力づくりやその情報発信は、重点校に限らずどの高校でも可能である。
(意見ウ) 複数の高校を統合して普通科と専門学科を選択的に学べる新設校を配置する場合
○ 多くの教員が配置され部活動数も多くあれば、高校は非常に活力があふれ、様々な成果を挙げることができる。
□ 第1期実施計画において上北地区では大規模な統合をすところであり、大規模な新設校の配置については、中学生の入試環境等を考慮し、第3期実施計画以降の統合も視野に入れながら、慎重に検討していく必要がある。

⑤ 下北地区
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
○ 田名部高校、大湊高校、むつ工業高校には、それぞれの役割があり非常に重要である。下北地区は、バランスの取れた高校配置となっており、現状の配置を継続することが大事という思いがある。
□ 学級数、教員数の減少が開設教科・科目や学科・コースの減少につながる。
(意見イ) 大湊高校とむつ工業高校を統合して新設校を配置する場合
○ 下北地区において、統合は避けて通れない。統合により5学級規模となることで、教員数の確保、必要な教科・科目の維持、部活動の活性化が見込まれ、子どもたちのニーズに応えられる。
□ 大湊高校とむつ工業高校を統合することで相乗効果を得られるか疑問である。学校規模が大きくなっても、両校の良さが弱まる懸念がある。
(意見ウ) 田名部高校と大湊高校を統合して新設校を配置する場合
○ 統合により7～8学級になることで、十分な教員が確保されることにより、難関大学の二次試験に向けて専門的な指導が期待できる。また、各部活動の部員数の増加により活性化が期待できる。
□ 県内で最大規模の高校となるため、統合校の設置場所等が課題となる。
(意見エ) 第3期実施計画において、むつ市内の3校を統合して新設校を配置する場合
○ 大規模校となることで、各学科の生徒が切磋琢磨する気風が高まる。
□ 9学級規模の大規模校になるメリットよりも、下北地区全域からの通学の負担等のデメリットの方が大きい。

⑥ 三八地区
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
○ 効果については、通学しやすいことや、教員が生徒一人一人に対し丁寧できめ細かな指導ができることが挙げられる。
□ 教員数が減少するため履修できる教科・科目が限定されることや、生徒数も減少するため学校行事などの諸活動が制限されることが課題である。
(意見イ) 三戸高校と名久井農業高校を統合して新設校を配置する場合
○ 新設校に教員が多く配置されることで専門的な学習が可能になり、生徒数が増加することで学校行事などの諸活動や部活動等が活発になる。また、生徒の多様な進路志望にもある程度対応できる。
□ 2校を統合し既存校舎を活用して新設校を設置する場合、いずれの校舎を使用しても県立高校の空白地が更に大きくなり、地元の高校への通学よりも距離や時間が長くなる。

ウ その他

<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化は全国的・全県的な傾向だが、西北地区においては特にその傾向が顕著であり、今後も続くと考えている。これを踏まえると、基本方針における学校規模の標準は理解できるものの、地域の実情に合わせ弾力的に考えてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期実施計画における学校規模の標準は問題ないが、それ以降は少子化により学級数が確保できなくなることを考慮すると、学校規模の標準の再考が必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に生徒数は減少していく状況にあるため、1学級35人編制が可能となるよう教職員定数の改正に向けて国へ働きかけができないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新学習指導要領に対応した教育環境の整備・充実のため、オンライン学習ができる環境整備や少人数学級編制などをお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ オール青森の視点で、子どもたちがこれから就くべき職業は何なのか考えられるような高校を作ってほしい。それには、短命県返上やSDGsの実現に向けた大きな目標を持った高校が必要である。高校ではそのような大きな目標を掲げ、新しい普通高校の在り方を考えていく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三八地区にも高校に進学してから自分が進みたい道を選べる総合学科の高校があっても良い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル教育等の推進校指定に関しては、重点校に集中させるのではなく、青森東高校や青森南高校等にもバランスよく振り分けることで、高校の独自性や特色が明確になり、中学校卒業予定者も進路選択をしやすくなるという利点がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体で過疎化が進む中であっても、基幹産業である農業の振興に向け、子どもたちのニーズにも応えられるような高校教育を提供することが期待される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校を統合する場合には、中学校の教員、保護者、中学生の統合のメリットについての理解を深める取組が必要である。

(2) 定時制課程及び通信制課程の配置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時制課程・通信制課程については、学び直しの生徒もたくさんいる。また、様々な困難等を抱えて入学する生徒もおり、最後のセーフティーネットとしての役割を十分果たしているため現状どおりが良い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校など様々な事情を抱えた生徒が増えているだけでなく、新型コロナウイルス感染防止の観点からも通信制課程は重要である。

(3) 多様な教育制度

ア 全国からの生徒募集

【導入の必要性等】
<ul style="list-style-type: none">・ 将来的な青森県への移住につながるチャンスも期待できるため、速やかに導入すべき。・ 多くの県で導入しており、県内生徒・県外生徒ともに切磋琢磨し成長できる機会になることが期待できる。・ 県外生徒に向けた魅力化の推進により県外生徒の増加が期待できる反面、近隣市町村の生徒は志望しなくなるといった状況も想定される。
【導入範囲・方法等】
<ul style="list-style-type: none">・ 特色ある教育活動を行っている高校（学科）へ導入してはどうか。・ 職業教育を主とする専門学科を有する高校へ導入してはどうか。・ 職業教育を主とする専門学科を有する高校のうち、寄宿舎を有する高校へ導入してはどうか。・ 地域校の配置の考え方に該当する高校へ導入してはどうか。・ 他県から注目度の高い部活動を有する高校へ導入してはどうか。・ 県内生徒のニーズや学習機会を確保するため、県外生徒の定員の制限（募集枠の設定等）を考える必要がある。・ 県外生徒が安心して学校生活を送れるよう、生活環境を確保する必要があり、宿泊施設や生活面の支援を市町村がどれだけバックアップできるかが課題となる。・ 導入する場合、県としても支援（ホームページやパンフレットによる広報等）が必要である。・ 県外生徒を呼び込むためには、魅力ある教育活動が求められる。他県の事例等も参考にしながら検討する必要がある。・ 教育活動の充実に向けた教育課程の見直しや特色ある学科の設置等を検討してはどうか。・ 県外生徒の受入に向け、高校を含めた地域全体で考えられるよう話し合いの場があっても良い。

イ その他の教育制度

<ul style="list-style-type: none">・ 重点校に併設型中高一貫教育を導入することについて、効果を上げることが期待できるが、中学受検による経済格差や教育格差を生じることが懸念される。本県で導入済みの三本木高校と附属中学校について、メリットとデメリットを十分に検証した上で検討をお願いしたい。
--

(4) その他

<ul style="list-style-type: none">・ 高校においても通級指導など特別支援教育に力を入れていると聞き、大変喜ばしい。小・中学校には特別支援学級があり、生徒の持っている能力によって普通学級と一生懸命交流させるといふ強い意思を持って学校を運営している。このような取組を続けていくことは、この地区、この県の能力をさらに発揮できる大きな要素である。
<ul style="list-style-type: none">・ 生徒にとっての目標とする高校（選択肢）は十分ある。課題として、通学方法や下宿・寮などの配置、それらの資金援助など検討を要する。
<ul style="list-style-type: none">・ もっと県民に分かりやすい形で各校の魅力化を進めていくことが大きなテーマになる。
<ul style="list-style-type: none">・ 私立高校は多様化し特色が見えて頑張っている印象を受けるため、県立高校も同様に、ニーズを捉えながら保護者や地域の方などと連携して学校づくりをしていければ良い。
<ul style="list-style-type: none">・ 中学生は早ければ5～6月には進路に向かって突き進んでいく状況になるため、早めに高校教育改革の情報を示してほしい。
<ul style="list-style-type: none">・ 少子化、人口減少が加速しているため、統廃合はやむを得ないが、もっと地元や生徒・保護者の意見を聞く機会があれば良い。

3 今後の予定

時 期	取 組 内 容
令和3年度	○ 教育委員会会議における検討 <ul style="list-style-type: none">・ 第2期実施計画（案）の構成及び方向性
～夏頃	○ 第2期実施計画（案）公表
～秋頃	○ パブリック・コメント及び地区懇談会実施
令和5年度～	○ 第2期実施計画の決定
	○ 第2期実施計画の実施

[その他]

県立特別支援学校の移転整備について

1 黒石養護学校の移転（黒石商業高校の利活用）について

(1) 現状・課題

- ア 普通教室棟の竣工から46年が経過し、老朽化対策が必要である。
- イ 学校前の通学路が急な坂道で、道幅も狭く、児童生徒の通学や保護者の送迎において安全面で課題がある。
- ウ 土砂災害警戒区域に立地しているが、自ら避難することが困難な児童生徒がいるため、安全面で課題がある。
- エ 公共交通機関により通学している高等部生徒の身体的・精神的負担（平均通学時間片道70分）が大きい状況にある。また、通学路の状況からスクールバスを運行できないこと、移送支援サービスを行う事業者がないことから、児童生徒の大半が保護者の送迎により通学しており、保護者の負担が生じている。
- オ 黒石市から、教育環境の充実を図るため、市街地への移転要望がある。
- カ 特別支援学校PTA連合会から、同様に移転要望がある。

(2) 検討結果

- ア 学校の敷地が狭隘であり、現地での老朽化対策の実施が困難である。
- イ 市街地への移転により、以下の教育的効果等が期待できる。
 - ①立地環境が改善され、児童生徒の通学、保護者の送迎及び災害対策において、安全性の向上が期待できる。
 - ②通学時間が短縮し、身体的・精神的負担が軽減され、生活リズムに余裕が生まれることから、学習への取組の向上が期待できる。また、保護者の送迎に伴う負担も軽減される。

③教育活動においては、

- ・地域の企業等における現場実習の充実
 - ・地域の小中学校等との「交流及び共同学習」の推進
 - ・地域の小中学校等と連携した相談支援体制の強化
- などの教育活動の充実が期待できる。

これらのことから、令和3年度末に閉校予定である黒石商業高校の校舎等を利活用し、黒石養護学校を移転することとし、高等学校から特別支援学校への転用改修工事を行う。

2 県立盲学校の青森聾学校への移転・併設について

(1) 現状・課題

- ア 県立盲学校の老朽化対策として、長寿命化改修工事を予定していたが、躯体の健全性に課題があったため、改築工事が必要になった。
- イ 県立盲学校に加え、青森聾学校についても、在籍者数が減少傾向にあり、今後更に学校規模が縮小すると、将来的に集団での学習活動や多様な学習形態の展開が困難になること、児童生徒の社会性・コミュニケーション能力の育成等への影響が考えられる。

(2) 検討結果

- ア 先行事例として、八戸地区では、盲学校と聾学校を併設した同一の校舎で、異なる障害のある子どもたちが共に学ぶことにより、
- ①一定規模の集団による多様な学習活動の推進
(運動会、学習発表会、修学旅行・遠足、宿泊生活学習等におけるグループ活動や他学年との交流学習など)
 - ②異なる障害のある子ども同士の交流による障害理解の促進や社会性・コミュニケーション能力の育成
(寄宿舎での生活、休み時間、給食の時間、生徒会活動における日常的な交流など)
- などの教育的効果があることから、県立盲学校及び青森聾学校の併設についても同様の教育的効果が期待できる。

- イ 盲学校及び聾学校協働での合同行事や教育相談支援等による効果的な学校運営が行える。
- ウ 教員の視覚障害及び聴覚障害双方に係る専門性の向上と人材の育成が期待できる。
- エ 県立盲学校より敷地が広い青森聾学校において、併設に必要な施設整備が図られる。

これらのことから、**県立盲学校を青森聾学校敷地へ移転し、先行事例を参考に、同一の校舎に県立盲学校と青森聾学校の2校を併設することとし、2校を併設した学校の改築工事を行う。**

3 今後の予定について

- ①基本計画の策定、②実施設計、③工事

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和3年3月（2月1日～3月23日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域青森市の小学校 教諭（60歳 女性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視
- ・ 令和2年10月21日（水）午前7時頃
 - ・ 青森市内の市道
 - ・ 自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入したため、右側から同交差点に進入してきた自動車と衝突したもの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 15日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
④処分年月日 令和3年3月1日
- 事案2 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 教諭（45歳 女性）
②事件の概要等 交通法規違反（無免許運転）
- ・ 運転免許の更新手続きをしないまま、失効した状態で約20年間にわたり自動車を運転していたもの。
 - ・ 令和2年12月15日（火）、当該職員が自動車同士の交通事故に巻き込まれ、現場に来た警察官に運転免許証の提示を求められたことから発覚した。
- ③処分内容 停職3月
④処分年月日 令和3年3月3日

事案3 ①被 処 分 者 三八地域の高等学校 教諭（39歳 男性）

②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視

- ・ 令和2年11月17日（火）午前9時28分頃
- ・ 八戸市内の県道
- ・ 自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入したため、右折しようとして左側から同交差点に進入してきた自動車と衝突したものの。
- ・ 事故の相手方（女性1名 15日未満の加療）

③処 分 内 容 戒告

④処分年月日 令和3年3月11日

事案4 ①被 処 分 者 教育委員会事務局等（本庁）
一般職員（39歳 男性）

②事件の概要等 後輩職員へのパワー・ハラスメント

- ・ 令和2年4月から9月頃までの間に、後輩職員に対し、以下のことを行ったもの。
- ・ 社会人としてふさわしくないとする言葉遣いや業務上のミス等に対して金銭を徴収する仕組みを設定した（言葉遣いについては実際に金銭を徴収）。
- ・ 飲食代の支払を強制した（飲み会における高い割合での支払い、業務の協力等への対価の要求等）。
- ・ 侮辱したり、貶めたりする言動を行った。
- ・ 洗った手をワイシャツで拭いたり、手についた水滴を飛ばしたりした。
- ・ 業務上のミスを吹聴した。

③処 分 内 容 減給3月

④処分年月日 令和3年3月19日

参 考 資 料

第 8 6 6 回定例会（令和 3 年 3 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ P 5
- 議案第 1 号
県重宝の指定について P 6 ~ P 18

青森県教育委員会関係予算案の概要

令和3年度当初予算における青森県教育委員会関係予算額は、**1,248億7,299万7千円**となり、令和2年度当初予算額との比較では、**43億5,314万6千円**の減額、その伸び率は**3.4パーセントの減**となる。

また、国の補正予算関連の令和2年度2月補正予算額は、**77億6,667万6千円**となっている。

(1) 当初予算額 (単位:千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		前年度との比較	
	予算額 A		予算額 B		増減額(A-B)	伸び率
教 育 費 (教育委員会所管分)	124,872,997		129,226,143		△ 4,353,146	△ 3.4

(2) 予算目的別内訳 (単位:千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		前年度との比較		
	予算額 A	構成割合	予算額 B	構成割合	増減額(A-B)	伸び率	
歳 入	使用料及び手数料	2,797,629	2.2	2,965,173	2.3	△ 167,544	△ 5.7
	国庫支出金	22,252,622	17.8	23,336,094	18.0	△ 1,083,472	△ 4.6
	財産収入	229,087	0.2	236,742	0.2	△ 7,655	△ 3.2
	寄附金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	繰入金	730,822	0.6	8,194	0.1	722,628	8,819.0
	諸収入	328,901	0.3	425,940	0.3	△ 97,039	△ 22.8
	県債	1,864,000	1.5	2,365,000	1.8	△ 501,000	△ 21.2
	一般財源	96,669,936	77.4	99,889,000	77.3	△ 3,219,064	△ 3.2
計	124,872,997	100.0	129,226,143	100.0	△ 4,353,146	△ 3.4	
歳 出	教育総務費	5,368,070	4.3	5,436,671	4.2	△ 68,601	△ 1.3
	小学校費	43,242,190	34.6	45,410,595	35.1	△ 2,168,405	△ 4.8
	中学校費	27,224,651	21.8	28,079,600	21.8	△ 854,949	△ 3.0
	高等学校費	32,461,411	26.0	33,660,593	26.1	△ 1,199,182	△ 3.6
	特別支援学校費	11,869,429	9.5	11,924,857	9.2	△ 55,428	△ 0.5
	社会教育費	2,634,370	2.1	2,758,133	2.1	△ 123,763	△ 4.5
	保健体育費	2,072,876	1.7	1,955,694	1.5	117,182	6.0
	計	124,872,997	100.0	129,226,143	100.0	△ 4,353,146	△ 3.4

(3) 課(室)別予算内訳 (単位:千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		前年度との比較	
	予算額 A	構成割合	予算額 B	構成割合	増減額(A-B)	伸び率
教育政策課	82,225	0.1	68,391	0.1	13,834	20.2
職員福利課	107,374,000	86.0	111,126,291	86.0	△ 3,752,291	△ 3.4
学校教育課	1,840,823	1.5	1,649,794	1.3	191,029	11.6
教職員課	70,058	0.1	168,446	0.1	△ 98,388	△ 58.4
学校施設課	10,785,963	8.6	11,486,476	8.9	△ 700,513	△ 6.1
生涯学習課	1,595,819	1.2	1,516,120	1.1	79,699	5.3
スポーツ健康課	2,072,876	1.6	1,955,694	1.5	117,182	6.0
文化財保護課	1,038,551	0.8	1,242,013	0.9	△ 203,462	△ 16.4
高等学校教育改革推進室	12,682	0.1	12,918	0.1	△ 236	△ 1.8
計	124,872,997	100.0	129,226,143	100.0	△ 4,353,146	△ 3.4

令和3年度 青森県教育委員会の「施策の柱」

1 学ぶ意欲の向上と主体的に探究する人づくり



基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど確かな学力の向上を図る。

とりわけ、ICTの活用や外国語教育の充実、防災教育の推進を図り、情報活用能力やグローバルな視野などの新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた子どもたちを育成する。

新規 小・中学校における教員のICT活用指導力向上事業

新規 高等学校におけるICTを活用した確かな学力向上事業

新規 特別支援学校におけるICTを活用した確かな学力向上事業

継続 グローバル社会を主体的に生き抜く人財育成事業

新規 小・中学校外国語教育充実支援事業

継続 英語力を強化する指導改善事業

新規 命を守る！防災教育推進事業

継続 ドリカム人づくり推進事業

3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくり



教員が子どもに向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行えるよう、小学校の少人数学級編制や小・中・高等学校、特別支援学校への外部人材・外部専門家の配置・活用等を拡充するとともに、いじめや不登校などに対する相談支援体制や、特別な教育的ニーズのある子どもへの支援体制の充実を図る。

また、学ぶ意志のある高校生等が必要な教育の機会を得られるよう、修学支援等を行う。

さらに、安全・安心な教育環境の整備に向けた取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体で子どもを育てる体制を構築する。

拡充 あおもりっ子育てプラン21事業

拡充 外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業

拡充 学校における運動部活動推進事業

新規 学校における文化部活動推進事業

新規 学校等における法務相談体制整備事業

継続 学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業

継続 居場所づくり・絆づくり推進事業

継続 いじめ防止キャンペーン推進事業

継続 地域における特別支援教育相談体制強化事業

拡充 高等学校における通級による指導

拡充 奨学のための給付金事業（国公立）

継続 県立高等学校等就学支援金交付金

新規 実習船青森丸代船建造

継続 県立学校施設整備事業

継続 県立学校情報教育推進事業

継続 学校を核とした地域づくり推進事業

新規 高等学校におけるコミュニティ・スクール導入モデル事業

拡充 特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入モデル事業

2 あおもりを理解し地域で活躍する人づくり



子どもたちのふるさとの誇りや愛着心を醸成するとともに、学校・地域・県内企業・関係団体とのネットワークを活用しながら、将来の社会や産業を担う人財の育成や子どもたちの県内定着に向けた取組を推進する。

また、特別支援学校生徒の職業スキル等を向上させるなど社会的・職業的自立を促進するほか、若者と地域活動者との交流により地域を担う人財の育成を推進する。

新規 産業教育の推進・人財育成事業

継続 高校から取り組む人口減少対策プロジェクト事業

継続 高校生の就職総合支援プロジェクト事業

継続 特別支援学校技能検定事業

継続 特別支援学校生徒の夢や志を支援する就労促進事業

新規 「地域の思いをつなぐ」若者育成事業

新規 電子図書館システム導入事業

4 スポーツの振興と文化財の保存・活用



幼少期からの体力向上、肥満防止、運動不足解消や、年間を通じてスポーツに親しめる環境づくりを促進するとともに、国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力の向上等を図る。

また、郷土の文化財を知り、魅力を発信できる人財を育成し、かけがえのない文化財の保存・活用や特別史跡三内丸山遺跡等の世界文化遺産登録に向けた積極的な情報発信を行う。

スポーツを通じた健康づくり・競技力の向上

継続 楽しさアップ！子どもの健康づくり事業

継続 みんなが主役！スポーツで健康づくり事業

継続 特別支援学校における障害者スポーツ推進事業

拡充 競技力強化事業

かけがえのない文化財の保存・活用



新規 小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業

継続 「選ばれる三内丸山遺跡」魅力発信推進事業

継続 三内丸山遺跡保存・活用関連事業

郷土に誇りを持ち、
多様性を尊重し、創造力豊かで、
新しい時代を主体的に切り拓く人づくり

令和2年度一般会計補正予算（第6号・国補正等）について（教育委員会所管分）

補正予算額	7,766,676千円
現計予算額	136,898,909千円
補正後の予算額	144,665,585千円

◎計上の主なもの

教育行政費	75,045千円
○奨学のための給付金事業費	75,045千円
低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、県立高等学校等の生徒に対し奨学のための給付金を給付するのに要する経費の増額補正	
高等学校管理費	108,800千円
教育振興費	3,451,620千円
学校建設費	2,255,770千円
特別支援学校費	1,537,849千円
○感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費	166,400千円
県立学校において感染症対策の強化に向けた機器を整備するのに要する経費	
○実習船青森丸代船建造費本年度支出額	843,451千円
八戸水産高等学校実習船「青森丸」の代船建造に要する経費	
○産業教育設備整備事業費	560,393千円
○デジタル化産業教育設備整備事業費	2,047,776千円
○特別支援学校職業教育設備整備事業費	40,852千円
地域の産業を支える人材を育成するため、職業教育を実施する県立学校の産業教育設備等を整備するのに要する経費	
○県立学校空調設備整備事業費	3,317,237千円
新しい生活様式に対応した学校教育活動を推進するため、県立学校寄宿舎や職員室等に空調設備を整備するのに要する経費	
図書館費	203,046千円
○「新しい生活様式」に対応した図書館機能強化事業費	192,046千円
○電子図書館システム導入経費	6,600千円
新しい生活様式を踏まえた機能強化を図るため、電子図書館システムを導入するとともに、各種手続きのオンライン化等を行うのに要する経費	
現年発生教育施設災害復旧費	17,666千円
○県立学校施設等災害復旧事業費	17,666千円
落雷により破損した弘前第二養護学校の施設の復旧に要する経費	

令和2年度一般会計補正予算（第7号）について（教育委員会所管分）

補正予算額	△5,834,799千円
現計予算額	144,665,585千円
補正後の予算額	138,830,786千円

◎要求の主なもの

※人件費分 $\Delta 4,174,014$ 千円

教育行政費	$\Delta 98,597$ 千円
小学校費	$\Delta 2,020,588$ 千円
中学校費	$\Delta 1,378,039$ 千円
高等学校総務費	$\Delta 277,219$ 千円
特別支援学校費	$\Delta 321,497$ 千円
社会教育振興費	$\Delta 68,163$ 千円
保健給食振興費	$\Delta 7,555$ 千円
○事務局等分	$\Delta 174,315$ 千円
○学 校 分	$\Delta 3,997,343$ 千円
人事委員会勧告に伴う給与改定による減額補正及び人事異動等による給与費の精査	

※人件費以外分 $\Delta 1,660,785$ 千円

社会教育振興費	45,701千円
少年自然の家費	19,843千円
体育振興費	8,396千円
○種差少年自然の家感染症対策強化事業費	45,701千円
○梵珠少年自然の家感染症対策強化事業費	19,843千円
○県有体育施設感染症防止等対策強化事業費	8,396千円
新しい生活様式に対応した社会教育等を推進するため、県立社会教育施設及び県有体育施設に空調設備を整備するのに要する経費の増額補正	
文化財保護費	17,197千円
○県立郷土館長寿命化改修計画検討事業費	17,197千円
老朽化が進行している県立郷土館の長寿命化に向けた改修計画を検討するのに要する経費	
教育行政費ほか20目	$\Delta 1,751,922$ 千円
○事業費の精査	$\Delta 1,751,922$ 千円

県重宝（書跡、典籍）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（書跡、典籍）
- 2 名称及び員数 円覚寺真言・修験聖教類及び文書 2, 135点
- 3 所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町275-2 円覚寺
- 4 所有者 宗教法人 円覚寺

5 由緒及び沿革

深浦町円覚寺は真言宗醍醐派の寺院で山号は春光山、京都市の真言宗醍醐派本山醍醐寺を本山とする。

当該資料は、円覚寺で代々伝えられてきた聖教類・印信及び文書類、約 60 箱に属する。

【聖教】 仏教の経典を中心に注釈書や次第書を含んだ仏教関係書のことを広くいう。

【印信】 密教において法門の継承を授けた証拠として師から弟子に伝授された証文を指す。

6 文化財の特徴

円覚寺真言・修験聖教類及び文書は、以下の 6 つの資料群に分類される。

① 真言聖教関係資料 141 点。

鎌倉時代から江戸時代の真言関係聖教で、そのうち、醍醐寺旧蔵の鎌倉時代中期から後期にかけての聖教が 20 点あり、国宝醍醐寺文書聖教（平成 25 年指定）と本来同じく伝承されてきたものである。円覚寺に至る来歴は不明であるが、円覚寺の住職が醍醐寺で修業をした際に譲り受けたものと推定される。

② 修験道関係資料 919 点。

円覚寺歴代住職である 24 世尊岸（1803～1872）・25 世尊海（1827～1892）・26 世義観（1855～1921）を中心に、27 世義円（1895～1982）に至るまでの歴代の円覚寺住職が、醍醐寺や津軽一円の寺院で伝授され、蒐集した修験道に関する聖教である。また義観の著作も含まれる。

③ 印信 286 点。

真言及び修験道に係る印信で、下記の3つに分類される。

1. 円覚寺の歴代住職が醍醐寺他で伝授あるいは伝領・蒐集したもの。
2. 歴代住職以外の周縁諸師(師匠や相弟子)が伝授されたものを円覚寺住職が伝領したもの。
3. その他のもの。

④ 諸師関係資料 581 点。

歴代住職の弘前藩領内での修行に係る書写本で、主に尊岸が、弘前藩領内の真言宗寺院最勝院・百沢寺(廃寺)・大円寺などの師僧から伝授された修験に関する聖教と、修験司頭大行院(廃院)関係の資料群である。

⑤ 金比羅堂収蔵資料 44 点。

円覚寺境内にある金比羅堂に保管されていた真言聖教で、大部分が江戸時代に写されたものである。

⑥ 朝鮮関係資料 164 点。

義観が朝鮮半島を視察に訪れた明治43年(1910)に収集したものと、弟である篤弥(1869～1924)に依頼して収集した朝鮮の版本及び写本である。

9 文化財の現況

本資料は、円覚寺内に収蔵され、分類された上で中性紙箱内に保管されている。一部は劣化し、虫損や欠損があるものの、全体では保存状態は良い。

10 指定事由

- ・円覚寺に伝来する中世写本は、現状では県内で最も多く、中世文書が少ない本県において貴重な資料群である。また、その多くが本山である醍醐寺の聖教類であり、本山と地域の寺院との関係を知ることができる。
- ・江戸時代から近代にかけての修験道に関する書写本がまとまって所蔵されており、県内及び東北地方でも類例が少ない。
- ・弘前藩領内の真言宗寺院との関係がわかる文書には、明治期に廃寺となった寺院や修験も含まれ、当時の活動状況が推定できる。

以上により、中世以降の東国における真言密教の布教の具体性がわかり、弘前藩における宗教政策及び領内の諸寺院の活動や相互の関係が推測できる貴重な資料群として、指定に値する。

円覚寺	円覚寺は真言宗醍醐派の寺院で山号は春光山。本尊は十一面観音である。また、津軽三十三観音の第十番札所でもある。古くから澗口の観音として信仰を集めてきた。境内の正面に本堂（観音堂）、向かって左に金比羅堂（護摩堂）、右に薬師堂がある。
創建	江戸時代は城下の弘前にあった大行院の支配を受け、別当（住職）大善院として寺務を執ってきた。観音堂は坂上田村麻呂が大同2年（807）に創建したとも、貞観年間（859～877）に大和国の修験円覚（?～881）が中興したとも言う。本尊は33年に1回の開帳を行う秘仏となっている。直近では2018年に御開帳が行われた。
薬師堂及び厨子・ 鱧口	薬師堂に掲げられていた鱧口（県重宝）は至徳2年（1385）の銘を持つ。薬師堂内厨子は藤原基衡が寄進したと伝えられているが、室町時代前期の作と推定され、県内最古の建造物として国指定重要文化財に指定されている。
棟札 澗口の観音	厨子の覆堂の棟札には永正3年（1506）葛西木庭袋伊予守頼清敬白の記がある。江戸時代、澗口の観音は弘前藩の祈禱所として手厚く保護され、2代藩主信枚代の寛永2年（1625）、3代信義代の明暦元年（1655）、4代信政代の元禄13年（1700）、5代信寿代の享保13年（1728）に本堂の修理や再建が行われた。
国指定重要有形民俗 文化財	江戸時代中期から明治にかけて北前船の船主や船頭によって奉納された船絵馬や鬘額が、円覚寺奉納海上信仰資料106点として国重要有形民俗文化財に指定されている。
ほうきょういんとう 宝篋印塔	境内にある16世紀末から17世紀前期に福井県足羽山で産出する笏谷石で造られた宝篋印塔（県重宝）は、江戸時代以前から県内外の人々によって、信仰を集めてきた古刹である事を物語っている。
けんぼんちやくしよくしやうほうそうじやうぞう 絹本着色聖宝僧正像	寺宝である絹本着色聖宝僧正像（県重宝）は、醍醐寺の開基聖宝を描いた製作年代が14世紀に遡ると判断される絵画で、円覚寺の本山である醍醐寺に伝来していた物である。明治時代に義観が譲り受けて持ち帰ったといわれており、円覚寺が本山の醍醐寺から特別な扱いを受けてきた寺院であることを示している。
日本遺産の構成文化 財	平成29年度に認定された日本遺産の「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間」（北海道から香川県まで16道府県）の構成文化財に、円覚寺奉納海上信仰資料と宝篋印塔が含まれている。

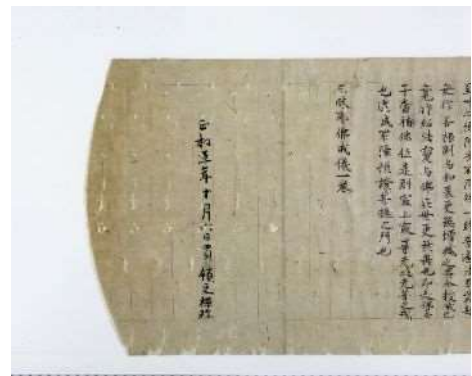
参考文献

- 1 『深浦円覚寺所蔵古典籍調査報告書』第一集（2019年・弘前大学人文社会科学部）
- 2 『深浦円覚寺所蔵古典籍調査報告書』第二集（2020年・弘前大学人文社会科学部）
- 3 『深浦澗口観音古文書』（1985年・西北刊行会）
- 4 『駿乗末資海浦義観』（海浦由羽子・2003年・深浦町教育委員会）
- 5 『月刊文化財』平成25年6月号（文化庁文化財部監修・2013年・第一法規）
- 6 『京都・醍醐寺—真言密教の宇宙—』（2018年・日本経済新聞社）
- 7 『青森県の地名』（1982年・平凡社）
- 8 『埼玉県の地名』（1993年・平凡社）
- 9 『密教大辞典』（1983年・法蔵館）
- 10 『例文仏教語大辞典』（石田瑞麿・1997年・小学館）
- 11 『国史大辞典』第一巻（1979年・吉川弘文館）
- 12 『国史大辞典』第八巻（1987年・吉川弘文館）

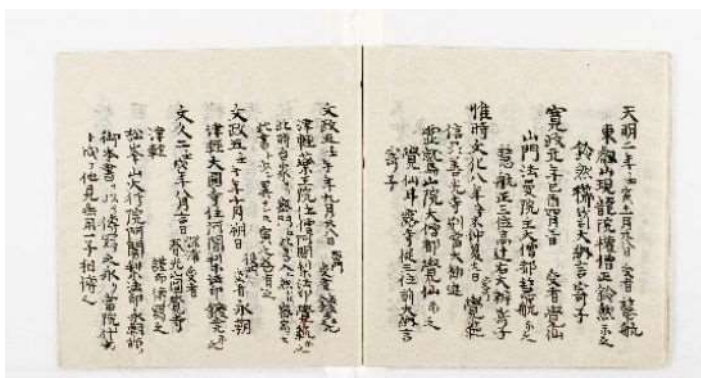
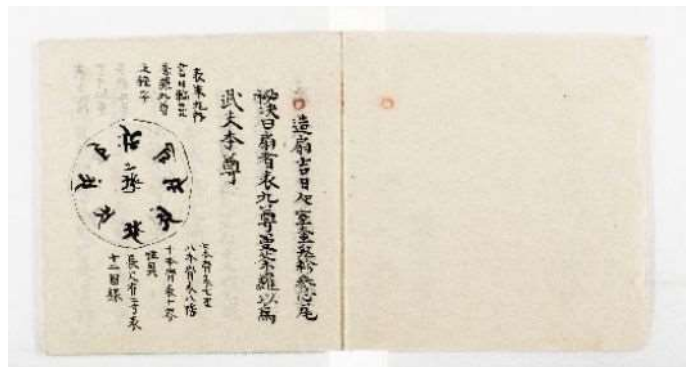
写真



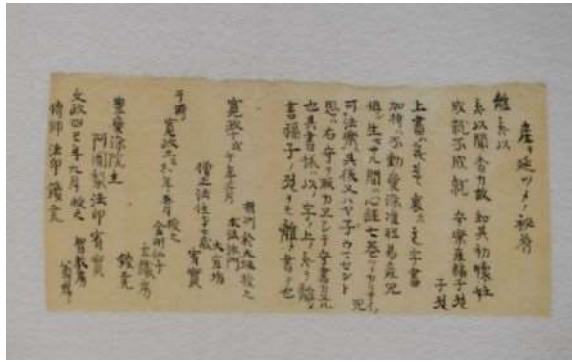
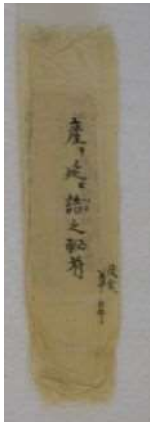
① - 1 真言聖教関係資料 「秘蔵紀」



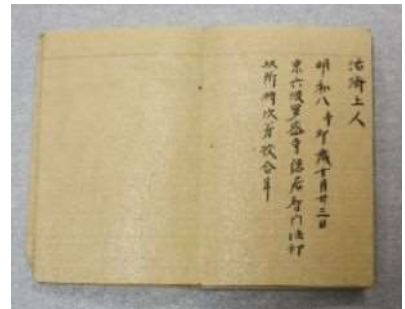
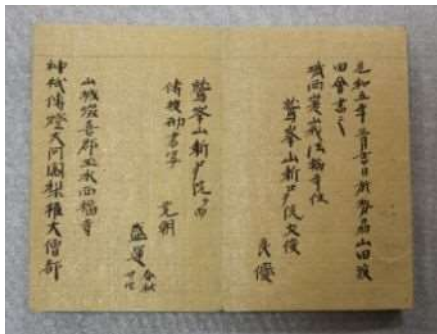
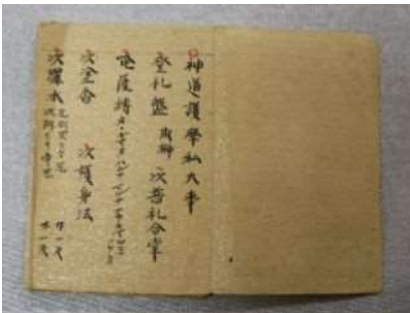
① - 2 真言聖教関係資料 「三昧耶戒序」



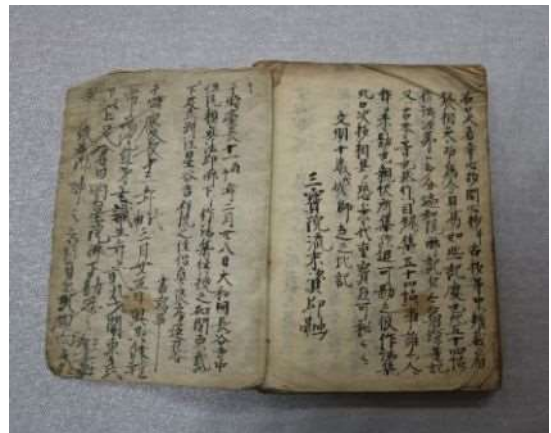
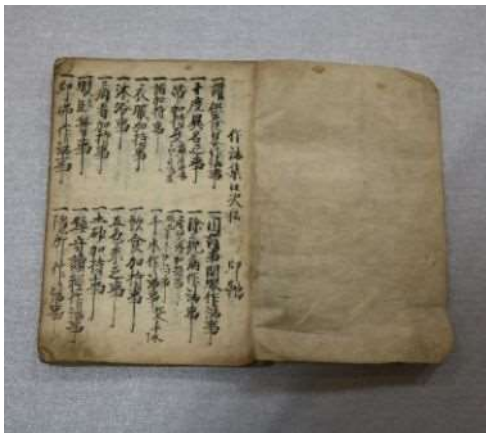
② 修験道関係資料「兵法虎の巻」



③ 印信 「産ヲ延ツメノ秘符」



④ 諸師關係資料 「神道護摩私大事」



⑤ 金比羅堂資料 「印融御記」



⑥ 朝鮮關係資料 「圃穩集」

県重宝（考古資料）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（考古資料）
- 2 名称及び員数 てらしたいせきしゆつどこっかくきるい 寺下遺跡出土骨角器類 141点
- 3 所在地 あかほないあざみみがほい 三戸郡階上町大字赤保内字耳ヶ吠6-2 階上町民俗資料収集館
- 4 所有者 階上町
- 5 構造及び形式 骨角器ほか（別紙のとおり）
- 6 大きさ 別紙のとおり

7 沿革

寺下遺跡は、海岸から4.5kmほど内陸の標高140～170mの階上岳山裾に立地しています。林道拡幅工事に伴い、平成16年（2004）に階上町教育委員会により発掘調査が行われ、縄文時代後期のこうき たてあなじゅうきよあと竪穴住居跡10棟・どこう土坑6基・おくがいろ屋外炉1基が検出され、そのうちの竪穴住居跡の一つから埋まりきらない窪地に廃棄された状態で貝塚がみつかっています。貝塚は縄文時代晩期中葉（ばんきちゅうよう おおほら大洞C1～C2式：約2,500年前）のもので、調査区内で11㎡ほどの広がりを持ち、厚さは最大で1.25mに達し、イガイ主体の貝層中から、土器・石器・骨角器などが大量に出土しています。

指定対象とした骨角器の種類と点数は、つりばり釣針3点・もりヤス4点・こつぞく銚1点・ねぼきみ骨鏃15点・根挟1点・こっしん骨針（ヘアピン）9点・こつへら骨篋22点・しがせいひん歯牙製品9点・こしかざ腰飾り1点・ぼうじょうかこうひん棒状加工品3点・きばせうでかざ牙製腕飾り8点・きばせいくびかざ牙製首飾り6点・すいしよくひん垂飾品20点・そうしんぐ装身具1点・ゆはずがたかつき弭形角器4点・かいわ貝輪7点の合計141点です。

8 現況

階上町（階上町民俗資料収集館）が所蔵している。保存状態は良好である。

9 指定事由

当遺跡の骨角器類は、青森県内では数少ない縄文時代晩期のものです。釣針・銚・ヤス・骨針・骨篋のような実用品の他にヘアピン・腕輪・首飾りなどの装身具類も多く出土しており、この時代の骨角器の特徴をよく示しています。また、精緻な文様が施された腰飾りは、全国的にも類例が少なく、本県では唯一のものである点においてもきわめて貴重な資料といえます。



遺跡位置図及び地形図



遺跡遠景及び貝塚断面と遺物出土状況



釣針・ヤス・骨鏃など



骨針（ヘアピン）・骨針



骨鏃



骨鏃・刃牙製品・棒状加工品



腰飾り



垂飾品



牙製腕飾り・牙製首飾り・垂飾品



垂飾品・弭形角器・貝輪

報告書図版番号	出土地点		器種	素材	長 (cm)	幅 (cm)	重 (g)	備考
	グリッド	層位						
第66図1	B-5	I-3	釣針	鹿角	3.3	2.2	0.9	
第66図2	A-5	I-2b	釣針	鹿角	2.6	1.6	0.7	
第66図6	C-4	—	釣針	鹿角	3	2	0.6	
第66図9	B-5	I-2b	ヤス	鹿角	1.5	1.5	6.4	アスファルト付
第66図10	A-5	I-3	ヤス	鹿角	13.5	1	6.3	
第66図11	A-5	表土	ヤス	鳥切歯骨	6.6	1	1.4	
第66図12	A-5	I-6	ヤス	四肢骨	4.3	1.2	2.7	
第66図13	A-5	I-4a	銚	鹿角	7	1.2	2.6	
第66図14	A-5	I-1	骨鏝	鹿角	7.4	0.6	1.7	アスファルト付
第66図15	B-4	I-2b	骨鏝	鹿角	6	0.8	1.3	アスファルト付
第66図16	B-4	I-2b	骨鏝	鹿角	5	0.6	1.3	アスファルト付
第66図17	B-4	I-2b	骨鏝	四肢骨	3.2	0.5	0.5	
第66図18	B-4	I-1	骨鏝	シカ中手・中足骨	12.4	1	6.2	アスファルト付
第66図19	B-5	I-2a	骨鏝	鹿角	4.7	0.6	0.9	アスファルト付
第66図20	B-4	I-2b	骨鏝	鹿角	3.5	0.6	0.7	アスファルト付
第66図21	B-4	I-4b	骨鏝	四肢骨	3.8	0.5	0.5	アスファルト付
第66図22	B-5	I-1	骨鏝	不明	2	0.4	0.1	
第66図24	B-5	I-1	骨鏝	鹿角	4.5	0.4	0.6	アスファルト付
第66図25	B-4	I-1	骨鏝	四肢骨	4.3	0.4	0.8	アスファルト付
第66図26	B-5	I-2b	骨鏝	四肢骨	3.7	0.4	0.4	
第66図29	B-5	I-1	骨鏝	四肢骨	6.6	0.7	1.2	
第66図30	A-5	I-2b	骨鏝	四肢骨	4.2	0.5	0.7	
第66図32	B-5	I-3	骨鏝か	鹿角	2.6	0.6	0.9	アスファルト付
第66図33	B-5	I-4b	根挟み	鹿角	3.4	1	1.3	アスファルト付
第67図34	A-5	I-1	骨針(ヘアピン)	シカ中足骨	20	1.2	9	赤塗
第67図37	B-5	I-1	骨針(ヘアピンか)	シカ中足骨	4	0.8	1.6	
第67図38	B-4	I-4b	骨針(ヘアピンか)	シカ中足骨	4	0.8	1.6	
第67図39	B-4	I-2b	骨針	鹿角	13	9	3.4	
第67図40	B-4	I-3	骨針(ヘアピンか)	シカ中足骨	17.5	1	7	
第67図41	B-5	I-3	骨針(ヘアピンか)	シカ中足骨	16.4	0.7	6	
第67図43	B-5	I-2a	骨針(ヘアピンか)	シカ中足骨	10.3	1	6	赤塗
第67図53	B-4	I-2b	骨針(ヘアピンか)	シカ中手・中足骨	8.5	0.8	3	
第67図54	A-5	I-1	骨針(ヘアピンか)	四肢骨	11	1.3	8.4	
第67図56	B-4	I-4b	骨針(ヘアピンか)	鳥骨	15.3	1.5	2	
第68図60	A-5	I-1	骨針	シカ中手骨(右)	10.8	1	5.8	
第68図61	B-5	I-2b	骨針	シカ中手・中足骨	9.6	1.2	6	
第68図62	A-5	I-4b	骨針	シカ中手・中足骨	8.8	1	3.8	
第68図63	B-5	I-1	骨針	四肢骨	10	1.2	6	
第68図64	B-4	I-2b	骨針	シカ中足骨	8	1	5.3	
第68図65	B-4	I-1	骨針	鹿角	8	1.3	5	
第68図67	C-4	I	骨針	四肢骨	7.8	1	2.3	
第68図68	B-5	I-5	骨針	四肢骨	12.2	2	8	
第68図69	A-5	I-3	骨針	シカ中足骨	8.6	1	4.5	
第68図70	B-5	表土	骨針	シカ中足骨	8	1	4	
第68図71	B-4	I-3	骨針	四肢骨	9.4	1.2	5.8	
第68図72	A-5	I-4a	骨針	四肢骨	8	1	2.6	
第68図73	A-5	I-2b	骨針	四肢骨	4	0.7	0.8	
第68図75	A-5	I-3	骨針	シカ中足骨	7	1.4	3.8	

報告書図版番号	出土地点		器種	素材	長 (cm)	幅 (cm)	重 (g)	備考
	グリッド	層位						
第68図76	B-4	I-2b	骨針	シカ中手骨	7	1.2	3.5	
第68図77	B-5	I-1	骨針	鹿角	5.8	1	2.5	
第68図78	B-5	I-1	骨針	不明	2.7	0.8	0.4	アスファルト付
第68図79	B-4	I-1	骨針	四肢骨	5.3	1	1.4	
第68図80	—	表採	骨針	四肢骨	5.8	1.6	4.2	
第68図81	A-5	I-4a	骨針	鹿角	6.7	2.2	5	
第69図82	B-4	I-2b	骨針	シカ中足骨(左)	15	1	8	
第69図83	A-5	I-1	骨針	シカ中足骨(右)	12.5	1.2	8.6	
第69図84	B-5	I-5	骨針	シカ中足骨(右)	9.7	1.2	7.8	
第69図85	B-4	I-1	骨針	シカ中足骨	7.8	1.3	4	
第69図86	B-4	I-2b	骨針	シカ中足骨(右)	7.2	1.4	4	
第69図87	A-5	I-2a	骨筥	シカ中足骨(右)	8.8	1.8	10	
第69図88	B-4	I-2b	骨筥	シカ中足骨(左)	10	2	13	
第69図89	A-5	I-1	骨筥	シカ中足骨(左)	14.6	1.8	16.3	
第69図90	B-4	I-3	骨筥	シカ中足骨(右)	8.5	1.5	4	
第69図91	B-5	I-1	骨筥	シカ中手骨(左)	12	2	16	
第69図92	B-4	表土	骨筥	シカ中手骨(左)	11	2	10	
第69図94	A-5	I-1	骨筥	シカ中手骨	10.3	2	9	
第69図95	B-4	I-2b	骨筥	シカ中手骨(左)	10	2.3	15	
第69図96	A-5	I-4a	骨筥	シカ中足骨(左)	9.7	2.5	13.4	
第70図97	A-5	表土	骨筥	シカ中手骨(左)	13.5	2.2	17.5	
第70図98	B-4	I-2b	骨筥	シカ中足骨(左)	12	2.8	25	
第70図99	B-4	I-2b	骨筥	シカ中手・中足骨	7.7	1.8	6.3	
第70図101	B-5	I-2b	骨筥	シカ中足骨(左)	8.6	2	15	
第70図102	B-4	I-1	骨筥	シカ中手骨(右)	9.5	2.3	15.2	
第70図108	A-5	表土	骨筥	鹿角	12.2	2.2	19	
第70図109	B-4	I-2a	骨筥	鹿角	12	2.2	35.5	
第71図110	B-5	I-1	骨筥	海獣骨	14.2	3	66.5	
第71図111	B-5	I-1	骨筥	鹿角	10.6	2	20	
第71図112	B-5	I-1	骨筥	鹿角	12	1.3	21.6	
第71図113	B-5	I-1	骨筥	鹿角	15.3	3.2	39.3	
第71図114	B-4	I-1	骨筥	鹿角	13.8	1.7	25.8	
第71図117	A-5	表土	骨筥	鹿角	7.6	2	9.5	
第71図118	A-5	I-1	歯牙製品	イノシシ切歯	6.8	0.8	4.4	
第71図119	B-5	表土	歯牙製品	イノシシ切歯	6	0.7	3	
第71図120	A-5	I-4a	歯牙製品	イノシシ切歯	5.7	1	3.4	
第71図121	B-4	I-2b	歯牙製品	イノシシ切歯	4	1	1.7	
第71図123	B-4	I-2b	歯牙製品	イノシシ切歯	5	0.8	1.7	
第71図124	B-4	表土	歯牙製品	イノシシ切歯	6	0.8	3	
第71図125	B-5	I-2b	歯牙製品	イノシシ切歯	5	0.7	1.7	
第71図126	B-4	表土	歯牙製品	イノシシ切歯	6.5	0.7	2	
第71図127	A-5	表土	歯牙製品	イノシシ切歯	2.3	0.8	1	
第72図128	B-4・A-5	I-2a	腰飾り	鹿角	24.1	11.8	22.4	貫通孔3
第72図129	B-5	I-2b	棒状加工品	鹿角	15	2	20.4	
第72図130	B-4	I-2b	棒状加工品	鹿角	14.2	3.6	26.4	貫通孔1
第72図131	A-5	I-1	棒状加工品	鹿角	8.4	5.4	37.2	
第73図134	A-5	I-1	牙製腕飾り	イノシシ犬歯	15.3	3	76.7	
第73図135	A-5	I-2a	牙製腕飾り	イノシシ犬歯	7.5	2.7	12.3	

報告書図版番号	出土地点		器種	素材	長 (cm)	幅 (cm)	重 (g)	備考
	グリッド	層位						
第73図136	B-4	I-3	牙製腕飾り	イノシシ犬歯	5	2.2	6.2	
第73図137	B-4	表土	牙製腕飾り	イノシシ犬歯	6.8	2.2	14.4	
第73図138	B-4	I-2b	牙製腕飾り	イノシシ犬歯	4	2.6	5	
第73図139	A-5	I-3	牙製腕飾り	イノシシ犬歯	8.3	2.2	14.4	
第73図140	A-5	I-2b	牙製腕飾り	イノシシ犬歯	8.3	2	16.2	
第73図143	C-4	I	牙製腕飾り	イノシシ犬歯	6.7	2.7	11.4	
第73図147	A-5	I-6	牙製首飾り	イヌ犬歯	2	0.5	0.3	
第73図148	A-5	表土	牙製首飾り	イノシシ切歯	4.2	1	2.4	
第73図149	B-5	I-2b	牙製首飾り	イヌ犬歯	3.5	1	1.7	
第73図150	B-4	I-1	牙製首飾り	イヌ犬歯	2	1	0.9	
第73図151	B-4	I-2b	牙製首飾り	イヌ犬歯	2	0.7	0.5	
第73図152	B-4	I-2b	牙製首飾り	イノシシ犬歯	5.4	1	5.6	
第73図153	A-5	I-5	垂飾品	クマ指骨	2.8	1.8	1.2	
第73図154	A-5	I-6	垂飾品	四肢骨	2	0.7	0.3	
第73図155	C-4	I	垂飾品か	四肢骨	2.2	1	0.8	
第73図156	C-4	I	垂飾品	四肢骨	1	0.7	0.3	
第73図157	B-4	I-1	垂飾品	四肢骨	2	0.6	0.3	
第73図158	B-4	I-2b	垂飾品	鹿角	8.8	0.8	9	
第73図159	B-5	I-2b	垂飾品	海獣骨	5	2	4	
第74図160	A-5	I-2b	垂飾品	サメ類脊椎骨	0.8	0.7	0.2	
第74図161	B-4	表土	垂飾品	サメ類脊椎骨	0.7	0.7	0.1	
第74図162	A-5	I-3	垂飾品	サメ類脊椎骨	0.8	0.8	0.1	赤塗
第74図163	B-4	I-1	垂飾品	サメ類脊椎骨	0.8	0.8	0.1	赤塗
第74図164	B-4	表土	垂飾品	サメ類脊椎骨	0.7	0.7	0.1	
第74図165	A-5	I-3	垂飾品	サメ類脊椎骨	0.9	0.9	0.1	赤塗
第74図166	B-4	I-2b	垂飾品	サメ類脊椎骨	1	1.1	0.2	
第74図167	C-4	I	垂飾品	サメ類脊椎骨	1	0.9	—	
第74図168	B-5	I-1	垂飾品	サメ類脊椎骨	1.2	1.2	0.3	
第74図169	B-4	I-2b	垂飾品	シカ下顎骨	20.5	15	97.6	
第74図170	A-5	I-1	垂飾品か	鹿角の化石か	4.8	5.3	22.4	
第74図171	B-4	I-2b	垂飾品	鹿角	1.6	2.6	1.8	赤塗
第74図172	B-4	I-2b	垂飾品	鹿角	2.3	1.5	1	赤塗
第74図173	B-4	I-1	装身具か	鹿角か	3.4	2.2	2.5	
第74図174	B-5	I-3	弭形角器	鹿角	1.7	1.7	3.3	
第74図175	C-4	I	弭形角器	鹿角	2.3	1.7	2.4	
第74図177	B-4	I-2b	弭形角器	鹿角	1.5	1.7	2	
第74図178	C-4	I	弭形角器	鹿角	2.3	2	4.3	
第76図194	A-5	I-2b	貝輪	ベンケイガイ	4	7.5	18.2	
第76図195	B-5	I-3	貝輪	カキ	4	4.7	5.7	
第76図196	B-5	I-2a	貝輪	ベンケイガイ	4	7.5	20	
第76図198	B-4	I-1	貝輪	ベンケイガイ	7	7.4	26.6	
第76図203	A-5	I-4b	貝輪	ベンケイガイ	7.9	8.2	28.4	
第76図204	B-4	I-1	貝輪	ベンケイガイ	6	6.3	15.5	
第76図206	B-4	I-2a	貝輪	ベンケイガイ	3.7	8.4	37.5	